

平成 28 年度

事業計画書

社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会

目 次

基本方針	1
平成 28 年度重点目標	2
I 地域福祉活動の推進	3
II 介護福祉サービスの充実	4
III 福祉の開拓者として	5
事業計画	
総務課 法人運営事業	6
センター受託管理運営事業	7
安芸高田市共同募金委員会事務事業	7
日本赤十字社広島県支部 安芸高田市地区事務事業	8
地域福祉課	
地域福祉事業	8
介護福祉課	
介護福祉事業.....	13
介護保険事業.....	14
障害者自立支援事業.....	17

移動支援サービス事業.....18

生活福祉課

生活支援事業.....19

介護保険事業.....19

障害者自立支援事業.....21

移動支援サービス事業.....22

地域包括支援課

地域包括支援センター事業.....23

平成 28 年度 安芸高田市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

本年度は、**社協中期経営計画**の折り返し年に当たり、新しい地域支援事業の導入に伴う新しい総合事業への移行や、生活支援サービスの基盤整備など、新規事業に見合った組織改革を行うと同時に、経営計画の見直しを行う必要があります。

特に、介護予防・生活支援サービス事業の要支援者の訪問介護、通所介護の新しい総合事業への移行については、多様な担い手による**生活支援、運動・通いの場の提供や配食・見守り等**が中心になってきます。

社協は、地域福祉を推進する立場から、この改革を高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりを進めるものとし、新たな地域支援事業において役割を発揮して行かなければなりません。

新たな取組として、**生活福祉課**を設置し、住民自身が「暮らし続けたいと思う地域」の姿を描き、様々な形で参画し、地域の生活支援の仕組みづくりを構築して参ります。

新しい総合事業のスケジュールは、平成 29 年 4 月までに、要支援者に対する新しい総合事業を開始し、平成 29 年度末をもって、予防給付のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、訪問型サービス・通所型サービスへ移行されます。同様のサービスを希望する場合は、「相当サービス」として利用できます。ケアプラン作成時に相談でき、選択肢が増えるようになります。

社協組織全体で新たな地域支援事業に取り組み、介護予防給付の訪問介護、通所介護を地域支援事業に移行させるとともに、多様な介護予防・生活支援サービスの拡充を図ります。

生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置や協議体の設置が行われ、地域の社会資源(不足するサービスや担い手の創出・養成・活動する場の確保)を中心に行い、日常生活圏域(中学校区等)で、具体的な活動を展開していくこととなります。

社協は、民生委員・児童委員および社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・地域の関係団体との協働の取組を広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めます。

社協会員である地域住民のみなさんをはじめ、関係機関との連携・協働により、地域での繋がりをより強固に持ち、寄り添い型の支え合いや見守り体制を包括的に構築し、福祉コミュニティづくりを推進する事業を積極的に展開します。

「ともに支えあい、心豊かに」をスローガンに、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現のため、〈地域福祉活動の推進〉、〈介護福祉サービスの充実〉、〈福祉の開拓者として〉の3項目を柱に掲げ事業の推進を図ります。

平成28年度の重点目標は、次のとおりです。

1. 重点事業

地域包括支援センター受託事業

地域包括ケア推進事業(見守り)

地域支援事業の推進(いきいきサロン事業)

権利擁護(成年後見)事業

2. 機構改革

生活福祉課の新設

組織体制の充実・強化

3. 人材育成

資格取得の奨励

市との人事交流・促進

4. その他

受託事業は、市の骨格予算のため既存事業を推進し、本予算移行後に充実を図ります

I 【地域福祉活動の推進】

福祉のまちづくりをめざし、市内の小地域福祉活動をとおして地域の中で相互に助けあい支え合う事業の推進を図ります。また、関係機関と連携・協働により受託事業の円滑な運営に努めます。

地域づくり事業の強化

1 場づくりの強化(集える場の提供)

- ふれあいサロン事業の拡充
- 子育て支援事業の推進
- 家族介護者リフレッシュ事業の推進

2 活動づくりの強化(支え合い活動の推進)

- 安心生活創造事業の充実
- ほほえみネット事業の充実
- 障がい者地域生活アシスタント事業の推進
- 配食サービス事業の充実
- ファミリー・サポート・センター事業の推進

3 人づくりの強化(人づくりの推進)

- 生活・介護サポーター養成事業の充実
- ボランティアセンター運営事業の推進

4 つながりづくりの強化(交流の推進)

- 地域包括ケア推進事業の推進
- 相談事業の推進
- 権利擁護事業の推進
- 介護予防事業の推進
- 広報活動事業の推進

Ⅱ【介護福祉サービスの充実】

福祉専門職が互いに連携を図りながら、利用者やその家族との信頼関係を構築し、良質できめ細やかなサービスの提供を継続するとともに、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、積極的に事業の啓発活動を行うことで利用者の増加を図り、安定した事業経営に努めます。

介護保険事業サービス提供力の確保と介護力の維持、資質向上のため、積極的な人材の確保と育成を行い、介護保険事業の拡充と充実を図ります。

介護事業の経営の安定(住み慣れた地域での生活維持支援)

1 居宅介護支援事業所

専門性の高い人材確保や支援困難ケースの対応など、より質の高いケアマネジメントを実施し、地域包括ケアの中核的な事業展開を行います。

2 訪問介護事業所(吉田事業所、甲田事業所)

地域の実情に応じた事業所運営を行い、多様な生活支援ニーズを把握しながら、地域包括ケアへの体制づくりに努めます。

3 通所介護事業所

利用者の便宜を図り、よりきめ細かな対応を行います。地域に根差した事業所として、利用者サイドでの利便性を高めてまいります。

4 福祉用具貸与事業所

予防介護の充実により利用者が多くなってくると見込まれるため、職員体制の充実を図り、よりきめ細かな対応が整えられる環境を整備します。他の事業所との連携をとり質の高いサービスの提供を行ってまいります。

Ⅲ【福祉の開拓者として】

中期経営計画に基づき、役職員各自が経営者としての自覚をもち、経営を共有する取り組みを行います。組織体制の見直しを行い組織運営体制を構築し業務管理の改善を図ります。

施設管理や備品管理は、スクラップアンドビルドを基本に法人全体の調整による徹底した経費節減を行います。

社協組織と財政基盤の確立

1 組織運営の強化

中期経営計画の履行
関係団体との連携

2 事務組織の強化

職員数と業務量の適正化
本所・支所機能のあり方の構築
人材育成・市との人事交流
人事考課制度の運用
社用車の効率的運営
生活福祉課の新設

3 財源確保

会員制度の拡充
寄附金控除等のPR
共同募金配分のあり方
事業提案による安定化
共同募金の活用

4 法令遵守等体制の整備

危機管理体制の確立
施設利用者の安全の確保
マイナンバー制度に伴うガバナンスの強化

〔事業計画〕

【総務課】

○法人運営事業

区 分		内 容	実 施 時 期
会 議 関 係		理 事 会：5回(計画・報告・予算・補正・決算他)	5月、8月、11月、 12月、2月
		監 事 会：2回(決算等中間監査含む)	5月、11月
		評議員会：4回(計画・報告・予算・決算他)	5月、8月、11月、 3月
部 会 関 係	総務部会	事業の計画・各事業の予算・補正・決算 報告等 年5回(予定)	5月、8月、11月、 12月、2月
	介護保険事業関係部会	運営・状況検討・評価・改善等 年5回(予定)	5月、8月、11月、 12月、2月
広報委員会		広報委員会：4回 安芸高田市社協だより発行 年4回	4月、7月、9月、 12月
正副会長・正副 部会長会議		社会福祉協議会の事業計画について 年5回(予定)	5月、8月、11月、 12月、2月
法人経営委員会		年5回(予定)	必要に応じ実施
生活福祉資金 貸付審査会		生活福祉資金貸付審査等	必要に応じ実施
社会福祉事業 調整協議会		市行政と補助事業・委託事業について連 絡調整	年3回
役職員関係		①理事・監事・評議員研修 ②職員研修	①年1～2回 ②年間随時

○センター受託管理運営事業

区 分	内 容	実 施 時 期
保健センター	①会議室、健康増進室等の貸出受付 ②センターの管理・運営	年間随時
吉田老人福祉センター	①大広間、会議室の貸出受付 ②センターの管理・運営	年間随時
ふれあいセンター ーいきいきの里	① 広間、会議室、調理室等施設の貸出受付 ②センターの管理・運営	年間随時
ふれあいセンター ーこうだ	①会議室、調理室等施設の貸出受付 ②センターの管理・運営	年間随時

○安芸高田市共同募金委員会事務事業

区 分	内 容	実 施 時 期
一般配分金事業	社会福祉協議会事業 ① ふれあいサロン事業 ② 成年後見事業 ③ 配食サービス事業 ④ その他地域福祉事業	年間事業
	地域助成分 ①広く住民団体等への公募を行い、審査委員会により申請内容の審議、審査を行う	5/1～3/31
募金運動	① 戸別募金：住民へ福祉委員を通じ協力依頼 ※500円/戸 ②法人募金：法人へ協力依頼 ※ダイレクトメール ③職域募金：市役所、企業等職員への協力依頼 ④街頭募金：街頭での協力依頼 ⑤イベント募金：市内行事での協力依頼 ⑥その他の募金：募金箱設置等	10/1～3/31

○日本赤十字社広島県支部安芸高田市地区事務事業

区 分	内 容	実 施 時 期
日本赤十字社 広島県支部 安芸高田市地区 事務事業	①戸別社費：住民へ福祉委員を通じ協力依頼 ※ 500 円/戸 ②法人社費：法人へ県支部から協力依頼 ※ダイレクトメール ③救急法、幼児安全法、健康生活支援講習等の受付 ④ 災害、火災等被災世帯への支援 ⑤ その他、災害等の募金箱設置	① ②：5/1～3/31 ③④⑤：年間随時

【地域福祉課】

○地域福祉事業

区 分	内 容	実 施 時 期
ボランティア活動 事業	① ボランランティアセンター運営委員会の開催 ② ボランティアに関する調査・研究および情報提供 ③ ボランティア相談・登録・斡旋および紹介 ④ ボランティア養成(講座・体験活動等) ⑤ 他機関等との連絡調整 ⑥ 福祉教育の推進(学校へ出前講座) ⑦ 社協事業への参加および協力 ⑧ 被災者生活サポートボラネットの推進(推進会議・研修会等開催) ⑨ ボランティア連絡協議会との連絡調整	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
地域包括ケア 推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ①集会所等での推進会議を通じ、地域でのつながりや寄り添い型見守りの仕組みづくりを行う。 ② お太助フォンによる元気コール、生活支援ワーカー・生活支援員による安否確認の実施 ③ 相談センターの設置 ④ 見守り等を行う支援調整人材の養成 ⑤ 民生委員児童委員、商工会（お太助協力店等）等と連携 ⑥実施地域：美土里町全域 	年間随時
ふれあいサロン 事業	<ul style="list-style-type: none"> ①住民の誰もが気軽に寄り合い、健康づくり、孤立予防や見守り等を行う。 ②サロン代表者との連絡調整 ③サロンに関する調査、研究および情報提供 ④サロンに関する相談、登録 ⑤常設型サロンの開設 ⑥サロン出前講座、サロン立ち上げ塾の開催 ⑦サロン団体への助成および助成金の見直し 	年間随時
日常生活応援 サービス事業 ほほえみネット	<ul style="list-style-type: none"> ①ほほえみさん(協力員)による、日常生活応援サービス ②利用料：300円/時間(2時間以内) ③ほほえみさん活動費：600円/時間 ④研修会の開催 ⑤介護保険事業所等と連携 	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
ファミリー・サポート・センター事業	① 提供会員による育児支援応援サービス ② 日中預り利用料：300 円/時間(4 時間以内) ③ 日中預り提供会員活動費：600 円/時間 ④ 病後児預り利用料：500 円/時間(4 時間以内) 病後児預り提供会員活動費：1,000 円/時間 ⑤ 宿泊預り利用料：4,000 円/泊 宿泊預り提供会員活動費：8,000 円/泊 ⑥ 小学校・保育所・児童館等と連携 ⑦ 相互支援に必要な講習会および交流会の実施	年間随時
子育て支援センター一時預り・病後児預り事業	①施設（吉田老人福祉センター内）での一時預りサービス 利用料：300 円/時間 定 員：10 名(病後児預りを含む) ②施設での病後児預りサービス 利用料：500 円/時間 定 員：3 名	年間随時
安心生活創造事業	①登録訪問員による高齢者、障がい者方等の定期的な訪問、見守り、声かけサービス ②対象者実態把握調査 ③民生委員児童委員との連絡会議開催 ④新規登録訪問員説明会開催 ⑤ 登録訪問員支援調整会議開催 ⑥お太助協力店の設置および活用 ⑦登録訪問員お太助ポイントの付与 ⑧民生委員児童委員、商工会等と連携	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
障がい者地域生活 アシスタント事業	①生活協力員による生活援助、見守りサービス ②生活協力員の登録および派遣 利用料：300 円/時間 ただし、生活保護・市民税非課税世帯無料 ③生活協力員：600 円/時間 ④関係機関・団体等との連携	年間随時
福祉サービス 利用援助事業 「かけはし」	①生活支援員による福祉サービス利用の 手続き、日常的金銭管理の支援サービス 利用料：1,500 円/2 時間程度 ②書類等の預かり 利用料：1,500 円/1 ヶ月 ③生活支援員の登録 ④生活支援員研修会参加、開催 ⑤普及および広報啓発 ⑥県社協、民生委員児童委員等と連携	年間随時
成年後見事業	①成年後見制度における後見・保佐・補 助類型の受任 ②被後見人等の財産管理、身上監護等 ③成年後見制度の専門相談会・研修会開 催 ④成年後見事業契約締結審査会 ⑤行政機関、地域包括支援センター、県 社協等と連携	年間随時
配食サービス事業 (八)(高)(甲)	①栄養バランスのとれた食事を専用容 器に入れ、配食協力員により自宅へ訪 問するサービス ②対象地域：八千代・高宮・甲田 ③対象者：概ね 65 歳以上の一人暮らし、 高齢者のみの世帯等で、市が認定 ④利用料：500 円/食 ⑤配食協力員活動費：200 円/食	火・金・夕食(八) 木・夕食(高) 木・夕食(甲)

区 分	内 容	実 施 時 期
家族介護者リフレッシュ事業	①家族介護者の心身リフレッシュ、精神的負担の軽減を図る研修会の開催 ②対象者:要介護2以上の要介護者等を在宅で介護している家族等 ③参加者負担:有り	年1回
生活・介護サポーター養成事業	①家庭介護に関わる人材の育成及び地域づくりを推進することを目的に実施 ②養成講座(年1回) ③対象者:安芸高田市住民 ④ワーキング会議、講義・実習内容検討会の開催 ⑤継続研修会開催	年間随時
地域保健福祉事業(吉)	①高齢者が地域での触れ合いを通じ、閉じこもりの防止等を図る ②対象者:65歳以上の高齢者で、市が認定 ③利用者負担:有り	月1回
生活福祉資金・つなぎ資金貸付事業	①低所得者、障がい者または高齢者の世帯に対して、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長促進並びに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として実施 ②県社協受託事業 ③県社協申請書の進達 ④民生委員児童委員等との連携	年間随時
高額療養費・出産費貸付事業	①国民健康保険加入者対象 ②対象費用の8割を貸付	年間随時

【介護福祉課】

○介護福祉事業

区 分	内 容	実 施 時 期
介護保険対象外 福祉用具貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> ①介護保険、介護予防対象外の方への福祉用具の貸出 ②貸出期間：原則6ヶ月以内 ③貸出用具：車椅子・特殊寝台 ④利用者負担：消毒料金 	年間随時
育児支援家庭訪問 事業	<ul style="list-style-type: none"> ①産褥期母子に対する育児指導 ②訪問介護員等による簡単な家事援助等実施 ③対象者：市が認定 ④利用者負担：無料 	年間随時
訪問介護自費サー ビス事業	<ul style="list-style-type: none"> ①訪問介護事業の対象にならないサービスの提供 ②自費サービス内容： 生活援助、身体介護（付添い程度） ③対象者：介護保険サービス利用している者および利用していない者等 ④利用者負担：有料 1時間未満1,600円～2,000円 (30分毎に増額) 	年間随時

○介護保険事業

区 分	内 容	実 施 時 期
<p>訪問介護事業 (吉田)</p>	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護（身体介護・生活援助）サービスの提供を行う。</p> <p>経営の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法令遵守および業務管理 ②効率のよいシフト管理 ③特定事業所加算Ⅱの算定体制の継続 <p>人材の育成と研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ①訪問介護員のスキルアップ向上（個別研修計画の策定） ②多職種連携研修会やキャリアパス研修等の外部研修への参加 <p>事業の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①処遇改善加算Ⅰ算定による処遇改善 ②訪問介護員の人員確保 ③情報交換を目的としたミーティングの開催（毎日） ④事業所会議（月1回） <p>他団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療・介護連携 医師会訪問看護ステーションとの合同研修会への参加（月1回） ②介護支援専門員や障害者支援相談員との連携 ③地域包括支援センターとの連携 	<p>年間随時</p>

区 分	内 容	実 施 時 期
居宅介護支援事業	<p>居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援サービスの提供を行う。</p> <p>経営の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法令遵守および業務管理 ② 特定事業所加算Ⅱの算定体制の継続 ③ 介護予防支援業務の受託 ④ 要介護認定調査の受託 <p>人材の育成と研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護支援専門員スキルアップ向上（個別研修計画の策定） ② 居宅連絡協議会、ケアマネ連絡協議会、その他外部研修への参加 ③ 主任介護支援専門員の資格取得 <p>事業の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者情報や留意事項の会議の開催（概ね週1回） ② 24時間連絡体制の確保 ③ スーパーバイザーとしての実践技術向上を目的とした事例検討会の開催（月1回） <p>他団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 行政機関（高齢者福祉課）との連携、 ② 地域包括支援センターとの連携 地域ケア会議への積極的参加 ③ 医療連携・安芸高田市版連携シートの活用と入・退院時の支援 ④ 障害者総合支援担当者との連携 介護保険サービスへの移行支援 ⑤ 地域住民との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議や多職種連携研修会の参加による地域課題討議 ・げんき教室やサロンの講師 	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
福祉用具貸与事業	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具貸与サービスの提供を行う。</p> <p>経営の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業実施地域への営業活動 ② リース商品のメンテナンス業務の徹底 <p>人材の育成と研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 内部研修や外部研修への参加 ② 多職種連携研修等の参加 <p>事業の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉用具商品に関わる新情報等の情報提供および周知 ② 利用者情報や留意事項、伝達等の会議の開催（概ね月1回） ③緊急的な商品引き上げ等の対応と体制の確保 <p>他団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居宅介護支援事業所との連携 ② 地域包括支援センターとの連携 ③ 北広島町社会福祉協議会との連携 	年間随時
福祉用具販売事業	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具販売サービスの提供を行う。</p> <p>経営の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 販売商品の的確なアドバイスと提供 <p>人材の育成と研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 部研修や外部研修への参加 ② 多職種連携研修等の参加 <p>事業の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉用具商品に関わる新情報等の情報提供および周知 	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
福祉用具販売事業	他団体との連携 ① 居宅介護支援事業所との連携 ② 地域包括支援センターとの連携	年間随時

○障害者自立支援事業

区 分	内 容	実 施 時 期
障害者自立支援事業（吉田）	<p>居宅において障がい者または障がい児に対し、適切な障がい福祉サービスを提供を行う。</p> <p>経営の安定</p> <p>①法令遵守および業務管理</p> <p>人材の育成と研修</p> <p>①内部・外部研修への積極的参加</p> <p>事業の充実・強化</p> <p>① 処遇改善加算 I 算定による処遇改善</p> <p>② 利用者情報やサービス提供時のミーティングの開催</p> <p>他団体との連携</p> <p>① 行政機関（社会福祉課）等との連携</p> <p>② 障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害者支援相談員との連携</p>	年間随時

○移動支援サービス事業

区 分	内 容	実 施 時 期
移動支援サービス事業（吉田）	<p>屋外の移動が困難な障がい者または障がい児に対し、外出における移動の介護その援助にわたる適切な障がい福祉サービスを提供を行う。</p> <p>経営の安定</p> <p>①法令遵守および業務管理</p> <p>人材の育成と研修</p> <p>①内部・外部研修への積極的参加</p> <p>他団体との連携</p> <p>① 行政機関（社会福祉課）等との連携</p> <p>② 障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害者支援相談員との連携</p>	年間随時

【生活福祉課】

○生活支援事業

区 分	内 容	実 施 時 期
一次予防事業 (げんき教室)	<p>65歳以上で要介護認定を受けていない第一号被保険者に対し、加齢による心身の衰えを予防することで、高齢者が地域で自立した生活を営むように支援する。</p> <p>教室の運営 吉 田 4 会場 八千代 1 会場 甲 田 5 会場</p> <p>運営内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護予防を目的とした集団プログラムの作成、運動指導、事業報告（毎月・年間）、活動費支払等 ② 専属職員を配置し、1会場週1回開催（1回2時間程度） ③ 登録運転手を配置し、会場への外出困難者に対して送迎介助 	各会場月4回

○介護保険事業

区 分	内 容	実 施 時 期
訪問介護事業 (甲田)	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護（身体介護・生活援助）サービスの提供を行う。</p> <p>経営の安定</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法令遵守および業務管理 ② 効率のよいシフト管理 ③ 特定事業所加算Ⅱの算定体制の継続 	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
訪問介護事業 (甲田)	<p>人材の育成と研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 訪問介護員のスキルアップ向上 (個別研修計画の策定) ② 職種連携研修会やキャリアパス研修等の外部研修への参加 <p>事業の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 処遇改善加算 I 算定による処遇改善 ② 訪問介護員の人員確保 ③ 情報交換を目的としたミーティングの開催 (毎日) ④ 事業所会議 (月 1 回) <p>他団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医療・介護連携 医師会訪問看護ステーションとの合同研修会への参加 (月 1 回) ② 介護支援専門員や障害者支援相談員との連携 ③ 地域包括支援センターとの連携 	年間随時
通所介護事業	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスの提供を行う。</p> <p>経営の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平日の利用者数の 30 名確保 ② 日曜日の利用者数の 15 名の確保 ③ 地域への広報活動 (毎月) ④ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員との連携 (毎月) ⑤ 個別機能訓練加算の算定継続 ⑥ 心身機能訓練および生活行為機能訓練の強化 (器機レンタルによる運動器機の追加) 	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
通所介護事業	<p>人材の育成と研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 内部研修や外部研修への参加 ② 多職種連携研修等の参加 <p>事業所等の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 処遇改善加算 I 算定による処遇改善 ② ミーティングの開催（毎日） ③ 業務課題、改善等の会議の開催（月 1 回） ④ 家族参加できる機会を設け、利用者の家族と情報を共有できる場づくり ⑤ 登録運転手による送迎 <p>他団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 居宅介護支援事業所との連携 ② 地域包括支援センターとの連携 地域ケア会議への参加 	年間随時

○障害者自立支援事業

区 分	内 容	実 施 時 期
障害者自立支援業 （甲田）	<p>居宅において障がい者または障がい児に対し、適切な障がい福祉サービスを提供する。</p> <p>経営の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法令遵守および業務管理 <p>人材の育成と研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 内部・外部研修への積極的参加 <p>事業の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 処遇改善加算 I 算定による処遇改善 ② ミーティングの開催 	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
障害者自立支援業 (甲田)	他団体との連携 ① 行政機関（社会福祉課）等との連携 ② 障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害者支援相談員との連携	年間随時

○移動支援サービス事業

区 分	内 容	実 施 時 期
移動支援サービス 事業（甲田）	屋外の移動が困難な障がい者または障がい児に対し、外出における移動の介護その援助にわたる適切な障がい福祉サービスを提供する。 経営の安定 ① 法令遵守および業務管理 人材の育成と研修 ① 内部・外部研修への積極的参加 他団体との連携 ① 行政機関（社会福祉課）等との連携 ② 障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害者支援相談員との連携	年間随時

【地域包括支援課】

○地域包括支援センター事業

区 分	内 容	実 施 時 期
<p>地域包括支援センター事業</p>	<p>地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。</p> <p>【包括的支援事業】</p> <p>1 総合相談支援事業の充実 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、関係機関等とのネットワークにより、早期解決につなげる。</p> <p>2 権利擁護事業の充実 虐待および困難ケースへの対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用、成年後見制度の活用促進等を通し、権利擁護に取り組む。</p> <p>3 包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実 地域ケア会議等を通じ、多職種等相互の協働による連携、体制の構築、介護支援専門員に対する支援等行う。</p> <p>4 介護予防ケアマネジメント事業の充実 二次予防対象者に対し、介護予防事業その他適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう援助を行う。</p> <p>新しい総合事業整備へ向けて、行政と連携、提案等を行い、新たな支援につなげていく仕組みづくりに取り組む。</p>	<p>年間随時</p>

区 分	内 容	実 施 時 期
地域包括支援センター事業	<p>5 指定介護予防支援事業所の充実</p> <p>要支援 1. 要支援 2 の認定を受けた高齢者のケアプランを作成し、生活支援を行う。また、業務の一部を委託し、円滑な運営に取り組む。</p>	年間随時